証券コード　4591
平成30年６月12日

株　主　各　位

東京都港区白金台三丁目16番13号
株式会社リボミック
代表取締役社長　中　村　義　一

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年６月27日（水曜日）午後６時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　平成30年６月28日（木曜日）　午前10時

２．場　　所　東京都港区白金台一丁目１番１号
八芳園　本館３階　チャット
末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。
なお、株主総会にご出席の株主の皆さまへのお土産のご用意はございませんのでご了承ください。

３．目的事項

報告事項　第15期（平成29年４月１日から平成30年３月31日まで）事業報告および計算書類報告の件

決議事項

第1号議案　取締役６名選任の件

第2号議案　監査役３名選任の件

第3号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告および計算書類を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ（http://www.ribomic.com/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

１．会社の現況

⑴　事業の経過および成果

当社は、アプタマー医薬の創製に関する総合的な技術や知識、経験、ノウハウ等からなる自社開発の創薬プラットフォームである「RiboARTシステム（Ribomic Aptamer Refined Therapeutics System）」を活用して、アプタマー医薬の研究開発（「アプタマー創薬」）に取り組んでおります。当社が実施する創薬事業には、自社でアプタマー創薬を行う自社創薬と、他の製薬企業と共同してアプタマー創薬を行う共同研究があります。自社製品については、これまで、臨床試験に入る前にライセンス・アウトすることを事業スキームとしてきましたが、当事業年度において、適切な自社製品については、自社で臨床試験を実施し、患者における薬剤の治療効果（臨床POC）を確認した後にライセンス・アウトすることも、当社の主要な事業スキームに加えることといたしました。具体的には、以下に述べます自社製品RBM-007を用いた加齢黄斑変性症に対する臨床試験を米国で実施するための準備を進め、現在まで、滞りなく作業が進捗しております。本臨床試験を通して、当社は、従来の創薬探索のビジネスから、臨床開発のビジネスへとステップ・アップを図ってまいります。

まず共同研究に関しては、当事業年度において当社は、大正製薬株式会社およびアステラス製薬株式会社との間で、それぞれの会社が選択したアプタマー創薬テーマについての共同研究を実施いたしました。また大塚製薬株式会社との間では、過年度に実施した共同研究の成果について、平成29年５月８日にライセンス契約を締結いたしました。

次に、自社創薬に関しては、特にRBM007（抗FGF2アプタマー、化合物番号「RBM-007」）の治験実施に向けて、精力的に準備を進めてまいりました。RBM-007は難治性の希少疾患として知られる軟骨無形成症（四肢短縮による低身長を伴う）、および高齢者の失明の原因ともなりうる加齢黄斑変性症を、当初の対象疾患としております。

軟骨無形成症については、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）の創薬支援推進事業として、補助金を得て開発を進めました。当

事業年度が補助金の最終年度でしたが、AMEDの難治性疾患実用化研究事業（平成30年度からの3年間）に新たに応募したところ、採択され、本支援の下で治験開始に向けた準備をさらに着実に進めてまいります。過年度中に軟骨無形成症のモデルマウスでRBM-007の効果を確認しておりますが、当事業年度中にはさらに、ヒトの軟骨無形成症患者由来のiPS細胞を用いた実験（大阪大学医学部附属病院との共同研究）において、RBM-007の効果を実証いたしました。

加齢黄斑変性症については、米国での治験実施を計画しており、FDA（米国食品医薬品局）への治験計画届出のための準備を精力的に実施いたしました。当事業年度は、動物での安全性を確かめる試験、すなわちGLP適合非臨床安全性・毒性試験の実施、および治験薬の製造に注力し、平成30年５月までにいずれも完了することができました。平成30年１月にはFDAとPre-INDミーティングを実施し、有益な助言を得ております。また同月には、科学諮問委員会が設置され、米国を代表する眼科専門医３名に委員に着任いただきました。平成30年夏に最初の患者への投与が実現するよう、引き続き各種準備を進めてまいります。

その他の自社創薬パイプラインも、それぞれのステージアップに向け研究開発を推進いたしました。当事業年度においてとりわけ顕著な進捗があったのはRBM003（抗Chymaseアプタマー）です。大阪医科大学との共同研究において、過年度にハムスターを用いた心筋梗塞急性期モデルで、本アプタマーによる顕著な心機能改善効果（予防効果）を確認しておりますが、当事業年度には、心筋梗塞発生後の本アプタマーの治療効果を示すデータの取得に成功するとともに、臨床開発候補品の物質特許の出願を完了いたしました。

またアプタマー医薬品の汎用性を、従来の医薬品では取り組みが難しかった分野で生かすべく、基盤技術の研究開発も進めており、GPCR（Gタンパク質共役型７回膜貫通型受容体）を標的とするRNAアプタマー創薬技術の開発（AMED委託事業）や、コンピュータ科学を応用した新技術の開発等を行っております。

創薬パイプラインのうち、前臨床試験に進んでいる主要なプロジェクトは以下のとおりです。なお、下記図中の黒色で示した箇所は当事業年度における進捗を示しております。

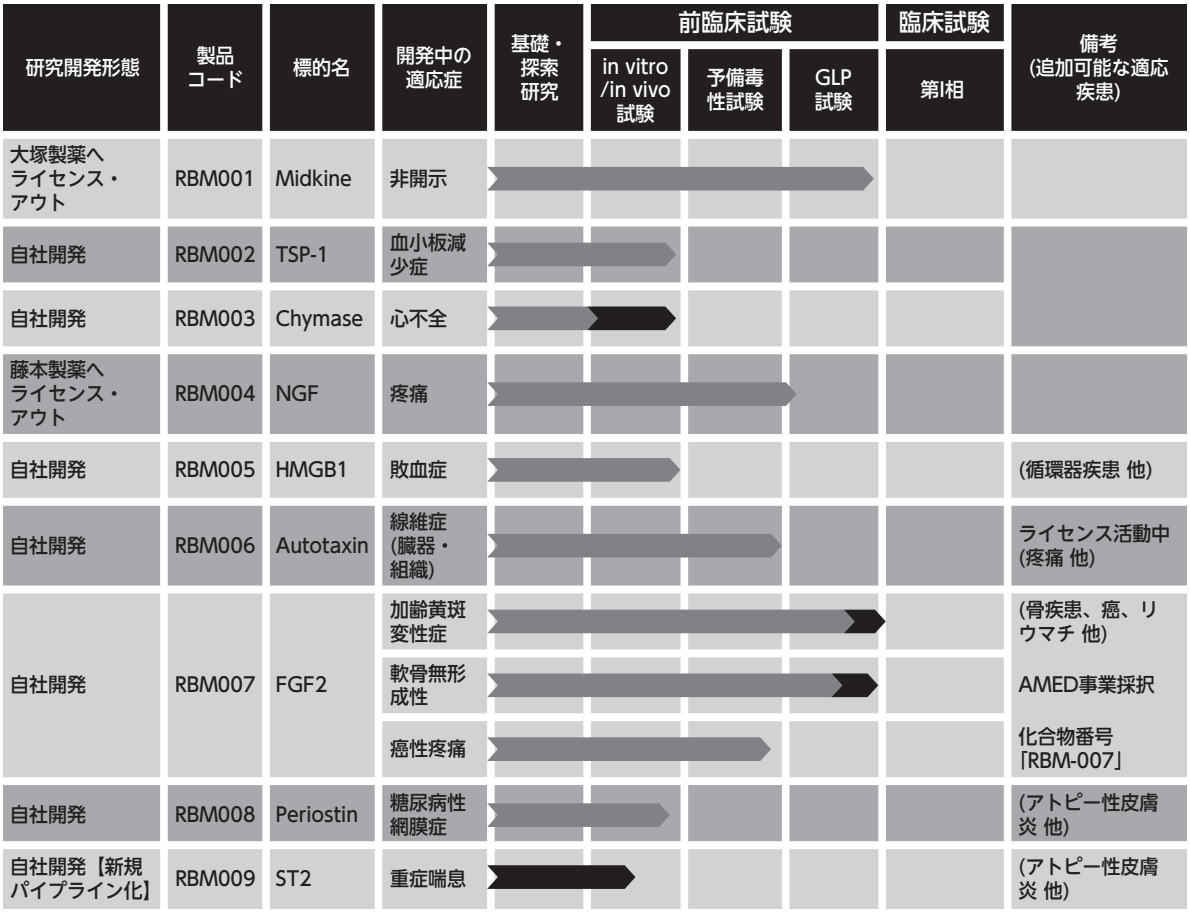

これらの結果、当事業年度において、共同研究収入等による事業収益は64百万円（前事業年度比31.0%減）、事業費用として研究開発費は663百万円、販売費及び一般管理費は300百万円計上し、営業損失は899百万円（前事業年度は785百万円の営業損失）となりました。

また、営業外収益として、AMEDの支援事業による助成金収入155百万円等を計上した一方で、営業外費用として、新株発行に伴う株式交付費６百万円等を計上したことにより、経常損失は751百万円（前事業年度は658百万円の経常損失）となりました。これにより当期純損失は753百万円（前事業年度は646百万円の当期純損失）となりました。

⑵ 設備投資の状況

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は23百万円であります。

その主なものは、研究用機器（分子を分離同定するための「UPLCパーソナルシステム」等）の取得によるものであります。

⑶ 資金調達の状況

当社は、ストックオプションの行使により28百万円、行使価額修正条項付新株予約権の行使により514百万円合わせて542百万円の資金調達を実施しました。

⑷ 直前３事業年度の財産および損益の状況

区　　分	第 12 期 (平成27年３月期)	第 13 期 (平成28年３月期)	第 14 期 (平成29年３月期)	第 15 期 (当事業年度) (平成30年３月期)
事　業　収　益 (千円)	479,871	121,911	93,773	64,727
経常利益又は経常損失(△) (千円)	13,195	△322,103	△658,864	△751,609
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	10,298	△323,313	△646,603	△753,048
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失 (△)　(円)	0.88	△24.92	△48.83	△55.61
総　　資　　産 (千円)	3,419,584	3,183,419	2,495,967	2,326,919
純　　資　　産 (千円)	3,262,976	3,039,230	2,438,864	2,227,171
１株当たり純資産　(円)	254.42	231.21	183.27	156.54

（注）１．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失は、期中の平均発行済株式総数により、１株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。
２．当社は、平成26年６月28日付で普通株式１株につき100株の株式分割を行っております。１株当たり情報の各金額は、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

⑸ 対処すべき課題

当社は、アプタマーの医薬品としての研究開発を行い、製薬企業にライセンス・アウトした時に受け取る契約一時金、開発進行に伴ってその節目に受領するマイルストーン収入、製品上市後に受け取るロイヤリティーおよび共同研究に伴って得られる共同研究収入などにより収益を獲得する創薬事業を展開しております。このようなビジネスモデルにおいて、継続的かつ安定的な収益の確保の実現と、今後の飛躍に向けた中長期の経営課題として、「リボミック・アプタマーの自社臨床試験の実施とPOC取得」、「海外メガファーマとの複数アライアンスの締結」、「臨床試験推進のための財務基盤の拡充」を揚げ、これにより「世界のアプタマー医薬品開発における主要な地位確立」を目標としております。この経営課題の実現に向けて以下について、特に重点的に取り組んでまいります。

①自社での治験の実施

当社は、これまでの経験をふまえ、将来において当社が大きく飛躍するためには、自社で治験を実施することが必要であると考えております。具体的には、RBM-007による加齢黄斑変性症を対象とした治験計画届出を平成31年３月期の第１四半期中に米国FDAに、軟骨無形成症を対象とした治験計画

届出を平成32年３月期を目途にPMDA（米国FDAに相当する日本の審査機関）に行い、臨床POC獲得までの臨床開発を進めてまいる予定です。これに向けて社内は当然のことながら、外部委託機関の有効活用や国内外の医学専門家の協力を得て推進するとともに、これらの進捗管理を図ってまいります。すでに、加齢黄斑変性症の治験を進める目的で、RIBOMIC USA Inc.を当社の100%子会社として米国カリフォルニア州バークレーに開設し、CEOならびに学術臨床医チームを組織して、必要な体制は整えました。さらに、臨床POC獲得までの状況に応じて資金調達を実施し、パイプラインの価値を極大化するための臨床開発資金を確保してまいります。

②医薬品条件付き早期承認制度の活用

平成29年10月20日に、厚生労働省から、重篤な疾患であって有効な治療法が乏しく患者数が少ない疾患等を対象とする医薬品について、我が国での治験実施が困難、あるいは実施可能であっても治験の実施にかなりの長時間を要すると認められる場合に、承認申請時に検証的臨床試験以外の臨床試験等で一定程度の有効性および安全性を確認した上で、製販後に有効性・安全性の再確認等のために必要な調査等を実施すること等を承認条件により付与する取扱い等を整理し、明確化することにより、企業における開発予見性を高め、早期の実用化を促進する「医薬品条件付き早期承認制度」を実施することが公表されました。軟骨無形成症は、本邦における患者数は約6,000人と推定され、未だ効果的な医薬のない、重篤な希少疾患です。そのため、当社における、RBM-007を用いた軟骨無形成症薬の開発においては、第１・第２相の有効な結果を揃えて、当該制度による早期承認を取得したいと考えております。これにより、大幅な開発コストの削減と時間を短縮し、患者への治療薬の早期提供が可能になるものと期待しています。

③自社パイプラインの充実と質の高いデータの構築

持続的な企業成長を実現するためには、良質な自社パイプラインを選定、拡充し、各々について製薬企業の評価に耐え得る試験データを取得していくことが重要と考えております。新規テーマの選定にあたっては、大手製薬企業における重点領域、既存薬剤による医療ニーズの充足度等を調査し、最適な創薬ターゲットと適応疾患を選定するよう努めてまいります。しかし同時に、経営資源の集中のため、一度着手したテーマについても、一定期間の後に適切な評価を実施し、必要に応じて、開発ラインから除外する判断も必要であると認識しております。

④新規技術の開発

今後、アプタマー医薬への参入企業が増えてきた場合でも常に技術の優位性を保てるように、新規のアプタマー創薬技術の開発に努めてまいります。具体的には、アプタマー創製の新技術の開発、次世代シークエンサーとコンピュータ科学を利用したアプタマー探索の人工知能技術の開発、アゴニスト・アプタマー（受容体作動薬）や細胞内への取り込み可能なアプタマー、細胞膜貫通型のタンパク質と結合するアプタマーなどの創製に繋がる技術を目標に、これまでに培った技術のさらなる発展、向上を図ってまいります。

⑤ライセンス活動の推進

ライセンス・アウトを目標とした共同研究の実現や、自社パイプラインのライセンス・アウトを図るべく、国内外の製薬企業への営業活動、学会での発表や学術雑誌への論文掲載等を通じて、当社の技術と製品を国内外にアピールする活動を継続してまいります。

⑥共同研究の推進

大手製薬企業との共同研究は、安定的な収益源となるだけでなく、当社のアプタマー創製に関するスキルアップにつながり、同時に、大手製薬企業の技術を活用して開発を迅速に進められることから、既存の契約での成果創出と同時に、新規提携契約の獲得に努めてまいります。

⑦コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、アプタマー創薬企業としてアプタマーを素材とする新薬を次々と創製し、継続的な成長と企業価値の最大化を図り、医薬品開発を通して社会に貢献できる企業を目指しております。このような企業として社会的責任を果たしていくために、社外取締役を２名体制にしている他、コーポレートガバナンス・コードへの対応も継続して進めてまいりましたが、今後もコーポレート・ガバナンス体制の強化により経営の健全性や透明性の向上を継続的に図っていくことは、最も重要な課題の一つであると認識し、取り組んでまいります。

⑧組織体制の整備と、人材の育成・登用

当社は、上記の課題に対応し、当社事業の継続的な発展を実現するためには、それに対応する組織体制の整備と、人材の育成・登用を図ることが重要と考えております。過年度から当事業年度までにおいて、４部門（探索研究部・事業開発部・経営企画部・管理部）で、40歳前後の部長を登用するとともに、新たに法務部を新設して、その責任者に法務・コンプライアンスに豊富な経験を持つ人材を採用し、組織体制の強化を図りました。今後も事業構

造や事業展開等を勘案したうえで必要な人材を育成し必要なポジションに登用する他、豊富な経験を有する人材の採用、外部ノウハウの活用などにも積極的に取り組んでまいります。

⑹ 主要な事業内容（平成30年３月31日現在）

当社は、新薬の研究開発（「創薬」）を主要な事業内容としておりますが、その創薬事業の特徴としては以下が挙げられます。

①生体内に存在する核酸を成分とするアプタマーという新規の素材を使用していること。

②アプタマー創薬に関する基礎および応用技術を統合したプラットフォーム（様々なアプタマー医薬を創出する技術基盤）である「RiboARTシステム」を確立していること。

③「RiboARTシステム」をベースとして、創薬事業を二つのカテゴリー、即ち自社創薬と共同研究に分け、両者のバランスを取りながら展開していること。

④最適な自社製品については自社で臨床試験を実施すること。

⑤創薬対象とする疾患を「Unmet Medical Needs（未だに満足すべき治療法のない疾患領域の医療ニーズ）」に絞り、医療機関や患者様から求められている新薬の提供を目指していること。

⑥すでに前臨床試験後期に到達した多数の自社創薬製品を揃え、主要な製品については物質特許を取得済みであること。

当社が他の創薬系バイオベンチャーと比べてユニークな点は、特定のあるいは限られた化合物を開発するのではなく、創薬プラットフォーム「RiboARTシステム」から様々な疾患領域や創薬ターゲットの新薬候補のアプタマーを次々と創出できること、およびこれを自社創薬だけでなく他の製薬企業にも提供できることにあります。さらに、最適な自社製品については、自社で臨床試験を実施し、POC取得済みの製品としてライセンス・アウトを目指すことです。

⑺ 主要な事業所（平成30年３月31日現在）

名称	所在地
本社	東京都港区白金台
RNA創薬研究所	東京都港区白金台
RIBOMIC USA Inc.	米国カリフォルニア州バークレー

⑻ 従業員の状況（平成30年３月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
21名	1名増	38.8歳	5.4年

（注）従業員数は就業員数であり、パートタイマー、派遣社員は含めておりません。

2．株式の状況（平成30年３月31日現在）

⑴ 発行可能株式総数　43,000,000株

⑵ 発行済株式の総数　14,213,100株

（注）発行済株式の総数が前期末に比べて926,500株増加しております。

・行使価額修正条項付新株予約権（第12回新株予約権）の行使　845,700株

・ストックオプションの行使　80,800株

⑶ 株主数　7,046名（前期末比758名減少）

⑷ 大株主

株主名	持株数	持株比率
大塚製薬株式会社	4,000,000株	28.14%
全薬工業株式会社	1,025,800株	7.21%
新井計男	609,900株	4.29%
中村義一	568,000株	3.99%
藤本製薬株式会社	300,000株	2.11%
中村恵美子	271,000株	1.90%
カブドットコム証券株式会社	267,400株	1.88%
株式会社ＳＢＩ証券	259,100株	1.82%
宮川伸	248,700株	1.74%
佐々木桂一	241,100株	1.69%

3．新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第６回新株予約権	第７回新株予約権
株主総会決議の日	平成20年９月24日	平成21年９月29日
割当日	平成20年12月１日	平成21年10月１日
保有人数および新株予約権の個数		
当社取締役（社外取締役を除く）	１人　150個	２人　550個
当社社外取締役	―　―	―　―
監査役	―　―	―　―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	15,000株	55,000株
新株予約権の発行価額	無償	無償
権利行使時の１株当たり払込金額	375円	375円
新株予約権の行使期間	平成20年12月１日から 平成30年11月30日まで	平成21年10月１日から 平成31年９月30日まで

	第８回新株予約権	第９回新株予約権
株主総会決議の日	平成22年６月29日	平成23年６月29日
割当日	平成22年７月１日	平成23年６月30日
保有人数および新株予約権の個数		
当社取締役（社外取締役を除く）	２人　300個	２人　300個
当社社外取締役	―　―	―　―
監査役	―　―	―　―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	30,000株	30,000株
新株予約権の発行価額	無償	無償
権利行使時の１株当たり払込金額	375円	390円
新株予約権の行使期間	平成22年７月１日から 平成32年６月30日まで	平成23年６月30日から 平成33年６月29日まで

	第10回新株予約権	第11回新株予約権
株主総会決議の日	平成24年６月28日	平成25年６月27日
割当日	平成24年６月29日	平成25年６月28日
保有人数および新株予約権の個数		
当社取締役（社外取締役を除く）	２人　300個	２人　300個
当社社外取締役	―　―	―　―
監査役	―　―	―　―
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	30,000株	30,000株
新株予約権の発行価額	無償	無償
権利行使時の１株当たり払込金額	390円	390円
新株予約権の行使期間	平成24年６月29日から 平成34年６月28日まで	平成25年６月28日から 平成35年６月27日まで

（注）平成26年６月11日開催の取締役会決議により、平成26年６月28日をもって普通株式１株を100株に分割いたしました。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数が増加しております。

４．会社役員の状況

⑴　取締役および監査役の状況（平成30年３月31日現在）

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	中村　義一		RIBOMIC USA Inc. Director
取　締　役	宮﨑　正是	取締役執行役員 管理本部長	
取　締　役	藤原　將寿	取締役執行役員 研究開発本部長 兼　開発研究部長 兼　臨床開発部長 事業開発管掌	
取　締　役	森川　弘文		
取　締　役	西畑　利明		株式会社Trans Chromosomics社外取締役
常勤監査役	藤井　素彦		
監　査　役	高木　正明		
監　査　役	矢部　豊		公認会計士矢部事務所代表 湧永製薬株式会社社外監査役

（注）１．取締役　森川弘文氏および取締役　西畑利明氏は、社外取締役であります。
２．常勤監査役　藤井素彦氏および監査役　矢部豊氏は、社外監査役であります。
３．監査役　矢部豊氏は公認会計士および税理士の資格を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は社外取締役　森川弘文氏、社外取締役　西畑利明氏および社外監査役　藤井素彦氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

5．当事業年度で取締役の担当を以下のとおり変更しております。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
藤原　將寿	取締役執行役員 研究開発本部長 兼　開発研究部長 兼　臨床開発部長 兼　事業開発部長	取締役執行役員 研究開発本部長 兼　開発研究部長 兼　臨床開発部長 事業開発管掌	平成29年４月１日
宮﨑　正是	取締役執行役員 管理本部長 兼　管理部長	取締役執行役員 管理本部長	平成29年７月１日

⑵　責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第１項および当社定款に基づき、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に規定する額としております。

⑶ 取締役および監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の額
取　締　役	5名	95,816千円
監　査　役	3名	19,600千円
合　　計	8名	115,416千円

（注）1．株主総会決議による取締役の報酬限度額は年額100百万円以内であります（平成26年６月26日　定時株主総会決議）。また、取締役の報酬には使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。

2．株主総会決議による監査役の報酬限度額は年額20百万円以内であります（平成26年６月26日　定時株主総会決議）。

⑷ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・取締役　森川弘文氏に該当事項はありません。

・取締役　西畑利明氏は株式会社Trans Chromosomicsの社外取締役でありますが、兼職先と当社の間に特別な関係はありません。

・監査役　藤井素彦氏に該当事項はありません。

・監査役　矢部豊氏は公認会計士矢部事務所の代表であり、湧永製薬株式会社の社外監査役でありますが、兼職先と当社の間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
森川　弘文	取締役	当事業年度に開催された15回の取締役会のすべてに出席し、経営に関する豊富な経験から、議案審議等に必要な発言を行っております。
西畑　利明	取締役	当事業年度に開催された15回の取締役会のすべてに出席し、医薬品開発についての豊富な経験から、議案審議等に必要な発言を行っております。
藤井　素彦	常勤監査役	当事業年度に開催された15回の取締役会のすべてに、また同じく開催された18回の監査役会のすべてに出席し、常勤監査役としての見地から、議案審議等に必要な発言を行っております。
矢部　　豊	監査役	当事業年度に開催された15回の取締役会のすべてに、また同じく開催された18回の監査役会のすべてに出席し、公認会計士および税理士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を行っております。

③ 社外役員の報酬等の総額

当事業年度における社外役員４名の報酬等の総額は28,800千円であります。

5．会計監査人の状況

⑴ 名称

有限責任 あずさ監査法人

⑵ 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	12,750千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	12,750千円

（注）１．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積もりの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に係る監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

３．会計監査人の報酬等の額については、上記以外に前事業年度に係る追加報酬の額が1,500千円あります。

⑶ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑷ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人とは、会社法第427条第１項および当社定款に基づき、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に規定する額としております。

6．業務の適正を確保するための体制

当社は、平成30年5月14日開催の取締役会において、業務の適正を確保するための体制に関して一部変更する決議をいたしました。

変更後の内容は次のとおりであります。

⑴ 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

1　企業倫理規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を制定し、取締役および執行役員はそれを率先垂範するとともに、その遵守の重要性につき教育等を行うことにより、周知徹底を図る。

2　法令、定款等に違反する行為を早期に発見、是正するため、これらの行為を発見した場合に会社へ情報提供することを社内規程により定める。また、会社へ直接情報提供を行う手段として、公益通報者保護規程に基づく内部通報制度「ホットライン」を設置、運用する。

3　社会の一員として市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは一切の関係を遮断する。

4　法務関連事項を所管する部署は、法令、定款等に違反する行為を未然に防止するため、経営上の重要な事項について事前に検証を行う。

⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役および使用人は、職務の遂行に係る各種文書等の作成、保存および管理については、法令および「文書管理規程」等の社内規程に従い、適切に行う。

⑶ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1　損失の危険（以下「リスク」という。）の管理については、各部署で規則を策定の上、講習会などを通じて周知徹底を図るとともに、内容に応じて弁護士、公認会計士等の外部の専門家の助言を受け、適切に管理する。

2　経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から特に重要なものについては取締役会において付議する。

⑷ 取締役の職務執行の効率性の確保に関する体制

1　取締役会は、月に1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。

2　取締役および執行役員の職務執行状況については、適宜、取締役会に対して報告を行う。

3　取締役会は、決裁権限規程に基づき執行役員に一部権限委譲を行うことにより、事業運営に関する迅速な意思決定を行う。

⑸ 当社並びにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1　子会社の事業面における管理は研究開発本部が、管理面における管理は管理本部が統括管理を行う。

2　子会社に対し定期的に重要事項の報告を求め、報告事項のうち重要性の高いものについては当社取締役会において報告を行う。

3　子会社に対する監査は当社の内部監査室が行い、当社の内部監査計画に基づき定期的に内部監査を実施する。

4　子会社を含めた当社グループのリスク管理体制を構築するため、リスク管理に関する規則を定め、当社において包括的に管理を行う。

⑹ 監査役の職務を補助すべき使用人および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令を受けないものとする。

⑺ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制並びに報告した者が当該報告したことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

1　取締役、執行役員およびその他使用人は、以下の事項について速やかに監査役に報告を行う。

⑴法令および定款に違反する事項

⑵内部通報制度による通報状況

⑶会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項

2　監査役へ報告を行った取締役、執行役員およびその他の使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止する。

3　監査役は、取締役会、執行役員会等の経営上重要な会議に出席し、法定事項および全社的に重大な影響を及ぼす事項について報告を受ける。

4　重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供する。

⑻ 監査役の職務について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑼　監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

監査役は、代表取締役社長並びに会計監査人と定期的に意見交換を実施する。

⑽　財務報告の信頼性を確保するための体制

金融商品取引法および関連諸法令に従い、財務報告に係る内部統制を整備し、適切な運用に努めることにより、財務報告の信頼性を確保する。

7．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、業務の適正を確保するために、当事業年度において、以下の具体的な取り組みを行っております。

① 取締役会は15回開催され、取締役の職務執行を監督するとともに、取締役の職務執行の適正性および効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役および社外監査役がその全てに出席いたしました。また、子会社の運営状況について担当取締役より報告いたしました。

② リスク管理規程に基づくリスク管理委員会を開催し、当社グループのリスク評価を行い、リスクの低減を図るとともに、リスク管理委員会での審議内容を取締役会において確認いたしました。また確認項目のうち重要なものについては、適宜内部監査項目に反映いたしました。

③ 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会や執行役員会等の重要な会議に出席いたしました。また当社グループの業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社取締役や使用人に説明を求めました。さらに当社代表取締役社長および他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図りました。

④ 内部監査室は、内部監査計画に基づき、当社各部門の業務の監査を実施し、それぞれの検証結果を取締役会に報告いたしました。

⑤ コンプライアンスへの理解を深め、健全な職務執行を行う環境を整備するために、情報セキュリティ、インサイダー取引防止、営業秘密管理等に関する各種教育研修を適宜実施いたしました。

⑥ 内部統制の評価については、まず財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制を評価した上で、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価では、選定された業務プロセスを分析して、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、これら統制上の要点について整備および運用状況を評価することによって、内部統制の有効性を評価いたしました。

貸 借 対 照 表

（平成30年３月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**2,240,119**	**流動負債**	**99,748**
現金及び預金	1,580,937	未払金	65,267
有価証券	599,987	未払費用	10,558
貯蔵品	3,212	未払法人税等	17,332
前渡金	10,872	預り金	6,589
前払費用	7,822	**負債合計**	**99,748**
未収入金	757	（純資産の部）	
未収消費税等	33,832	**株主資本**	**2,224,893**
その他	2,697	**資本金**	**3,214,482**
固定資産	**86,800**	**資本剰余金**	**3,187,482**
有形固定資産	45,850	資本準備金	3,187,482
建物	9,905	**利益剰余金**	**△4,177,070**
工具、器具及び備品	35,945	その他利益剰余金	△4,177,070
無形固定資産	423	繰越利益剰余金	△4,177,070
ソフトウエア	423	**新株予約権**	**2,278**
投資その他の資産	40,526	**純資産合計**	**2,227,171**
関係会社株式	22,552		
敷金	15,347		
長期前払費用	2,627		
資産合計	**2,326,919**	**負債純資産合計**	**2,326,919**

損 益 計 算 書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
事業収益		**64,727**
事業費用		
研究開発費	663,809	
販売費及び一般管理費	300,812	964,622
営業損失（△）		**△899,894**
営業外収益		
受取利息	394	
助成金収入	155,037	
その他	631	156,064
営業外費用		
株式交付費	6,787	
為替差損	992	7,779
経常損失（△）		**△751,609**
特別損失		
固定資産除却損	228	228
税引前当期純損失（△）		**△751,838**
法人税、住民税及び事業税		1,210
当期純損失（△）		**△753,048**

株主資本等変動計算書

（平成29年４月１日から
平成30年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	新株式申込証拠金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計		
			資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
					繰越利益剰余金				
当期首残高	2,943,060	3,765	2,916,060	2,916,060	△3,424,022	△3,424,022	2,438,864	―	2,438,864
当期変動額									
新株の発行	269,538		269,538	269,538			539,077		539,077
新株式申込証拠金の振替	1,882	△3,765	1,882	1,882			―		―
当期純損失(△)					△753,048	△753,048	△753,048		△753,048
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								2,278	2,278
当期変動額合計	271,421	△3,765	271,421	271,421	△753,048	△753,048	△213,970	2,278	△211,692
当期末残高	3,214,482	―	3,187,482	3,187,482	△4,177,070	△4,177,070	2,224,893	2,278	2,227,171

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴　資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

ア　満期保有目的の債券　　償却原価法（定額法）によっております。

イ　子会社株式　　移動平均法による原価法によっております。

②　たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品　　最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

⑵　固定資産の減価償却の方法

①　有形固定資産　　定率法によっております。
但し、建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３年～15年
工具、器具及び備品	４年～20年

②　無形固定資産　　定額法によっております。
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における見込利用可能期間（３～５年）による定額法を採用しております。

③　長期前払費用　　定額法によっております。

⑶　その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　194,527千円

(2) 関係会社に対する金銭債権・債務

関係会社に対する短期金銭債権　407千円

関係会社に対する短期金銭債務　8,747千円

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

事業費用　33,461千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首株式数（株）	当事業年度増加株式数（株）	当事業年度減少株式数（株）	当事業年度末株式数（株）
普通株式	13,286,600	926,500	－	14,213,100
合計	13,286,600	926,500	－	14,213,100

(変動事由の概要)

発行済株式の増加数の内訳は、以下のとおりであります。

新株予約権の行使による増加　926,500株

(2) 当事業年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式　1,551,400株

5．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金あるいは安全性の高い金融商品に限定し、また、資金調達については新株の発行により行う方針です。

② 金融商品の内容及びそのリスク、並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、契約時に個別に検討するとともに、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としています。

有価証券はすべて満期保有目的の債券であり、発行体の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、社内規程である資金運用管理規程の定めに従い、適切

な格付けを得た安全性の高い金融商品で運用しているため、信用リスクは僅少であります。

営業債務である未払金は、1年内の支払期日であります。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

平成30年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
⑴ 現金及び預金	1,580,937	1,580,937	－
⑵ 有価証券	599,987	599,920	△67
資産計	2,180,925	2,180,857	△67
⑴ 未払金	65,267	65,267	－
負債計	65,267	65,267	－

（注）１.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

⑴現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑵有価証券

有価証券の時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

⑴未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（千円）
関係会社株式	22,552

関係会社株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。

6．有価証券に関する注記

⑴　満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	⑴ 国債・地方債等	－	－	－
	⑵ 社債	－	－	－
	⑶ その他	－	－	－
	小計	－	－	－
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	⑴ 国債・地方債等	－	－	－
	⑵ 社債	－	－	－
	⑶ その他	599,987	599,920	△67
	小計	599,987	599,920	△67
合計		599,987	599,920	△67

⑵　子会社株式

子会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は22,552千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載を省略しております。

7．税効果会計に関する注記

⑴　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却費	290千円
繰越欠損金	924,904千円
その他	7,128千円
繰延税金資産小計	932,323千円
評価性引当額	△932,323千円
繰延税金資産合計	－千円

⑵　法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別内訳

当事業年度において税引前当期純損失が計上されているため、記載しておりません。

8．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たりの純資産額　156円54銭

⑵　１株当たりの当期純損失　55円61銭

9．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年５月18日

株式会社リボミック

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大　津　大次郎　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　安　藤　眞　弘　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社リボミックの平成29年４月１日から平成30年３月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役会規程及び監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、執行役員、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び執行役員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び執行役員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を、「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月22日

株式会社リボミック　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　藤井　素彦　㊞

監査役　高木　正明　㊞

監査役（社外監査役）　矢部　豊　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制およびコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るため、取締役を１名増員し、取締役６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	なかむら　よしかず 中村　義一 （昭和22年11月25日）	昭和53年４月　東京大学医科学研究所助手 昭和61年６月　東京大学医科学研究所助教授 平成12年10月　東京大学医科学研究所教授 平成17年10月　当社取締役最高技術責任者 平成24年４月　当社代表取締役社長（現任） 平成24年６月　東京大学名誉教授（現任） 平成29年８月　RIBOMIC USA Inc. Director（現任）	568,000株

≪取締役候補者とした理由≫

中村義一氏は、代表取締役社長として、経営における豊富な経験と実績を有するとともに、過去に日本RNA学会会長を務めるなど、RNA研究の第一線で活躍し、RNA科学および創薬における深い見識を有しています。当社は、同氏が当社のアプタマー創薬事業をけん引する上で適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	みやざき　まさゆき 宮崎　正是 (昭和26年6月18日)	昭和50年４月　日本オリベッティ㈱入社 昭和55年１月　㈱新星堂入社 平成６年５月　同社取締役情報システム部長 平成10年５月　同社取締役経理部長 平成14年10月　同社専務取締役管理本部長 平成16年３月　同社代表取締役専務取締役管理本部長 平成20年11月　当社入社管理部長 平成21年２月　当社執行役員管理部長 平成21年９月　当社取締役執行役員管理部長 平成28年７月　当社取締役執行役員管理本部長兼管理部長 平成29年７月　当社取締役執行役員管理本部長（現任）	10,000株

≪取締役候補者とした理由≫

宮崎正是氏は、取締役執行役員管理本部長として、当社の財務、経営企画および管理業務全般を統括しており、加えて経営者としての豊富な経験と実績を有しています。当社は、同氏が当社の目指す経営戦略や財務戦略を実現する上で適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	ふじわら　まさとし 藤原將寿 (昭和35年5月16日)	昭和62年４月　東洋曹達工業㈱（現東ソー㈱）入社 平成11年４月　日本グラクソ㈱（現グラクソ・スミスクライン㈱）入社 平成16年５月　㈱セルフリーサイエンス入社研究開発部長 平成17年５月　当社入社開発部長 平成19年７月　当社執行役員開発研究部長 平成28年６月　当社取締役執行役員開発研究部長 平成28年７月　当社取締役執行役員研究開発本部長兼開発研究部長兼臨床開発部長兼事業開発部長 平成29年４月　当社取締役執行役員研究開発本部長兼開発研究部長兼臨床開発部長 事業開発管掌（現任）	120,000株

≪取締役候補者とした理由≫

藤原將寿氏は、取締役執行役員研究開発本部長として、アプタマー創薬の開発研究における豊富な経験と見識を有し、また医療現場に新薬を届けたいという強い意志と責任感、高い倫理観を有していることから、研究開発部門の本部長として適任であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	もりかわ　ひろふみ 森川弘文 (昭和13年4月21日)	昭和40年４月　日清食品㈱入社 昭和54年４月　㈱ローソン入社 平成３年３月　同社常務取締役 平成７年５月　㈱中合常勤監査役 平成17年５月　経営コンサルタント開業 平成27年６月　当社社外取締役（現任）	－　株

≪社外取締役候補者とした理由≫

当社は、森川弘文氏が人格、見識に優れ、高い倫理観を有していること、上場会社の経営における豊富な経験と幅広い見識を有していることを考慮し、当社の経営全般を監督し、助言をいただくことによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただけると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	にしはた　としあき 西畑　利明 (昭和23年11月4日)	昭和54年３月　大阪大学薬学部助手 昭和56年４月　Kansas大学 Associate Professor 昭和63年６月　Upjohn Pharmaceuticals Ltd.（現Pfizer Inc.）入社 平成８年３月　参天製薬㈱入社 平成11年７月　同社執行役員 平成14年12月　同社執行役員研究開発本部長 平成16年７月　同社常務執行役員研究開発本部長 平成21年６月　同社取締役常務執行役員研究開発本部長 平成22年４月　Santen Inc.取締役社長兼CEO兼務 平成23年４月　参天製薬㈱取締役専務執行役員米国・欧州事業管掌兼研究開発本部長 平成27年７月　当社顧問 平成28年６月　当社社外取締役（現任） 平成30年２月　㈱Trans Chromosomics社外取締役（現任）	－　株

≪社外取締役候補者とした理由≫

当社は、西畑利明氏が、製薬企業の取締役としての実績から、医薬品業界における経営全般および臨床開発について豊富な経験と深い見識を有していることを考慮し、アプタマー医薬の実現に向けて開発全般に大きな寄与をいただけると判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
6	※ なかむら　えみこ 中村　恵美子 (昭和53年9月20日)	平成15年８月　当社代表取締役社長 平成17年３月　当社取締役 平成18年４月　当社総務部（現管理部）経理財務・法務知財担当 平成23年10月　当社管理部マネージャー兼知財・調査企画部マネージャー 平成28年７月　当社執行役員経営企画部長兼内部監査室長 平成29年８月　RIBOMIC USA Inc. CFO兼Secretary（現任） 平成30年１月　当社執行役員経営企画部長（現任）	271,000株

≪取締役候補者とした理由≫

中村恵美子氏は、当社設立時から業務に従事し、当社の事業に精通するとともに、現在は経営企画に関する業務を所管し、経営全般に関する豊富な見識と高度な知見を有しております。当社は、今後の持続的成長と中期的な企業価値の向上を図る観点から、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効的な強化を期待できると判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。

（注）１．※印は、新任の取締役候補者であります。
２．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
３．取締役候補者森川弘文氏および西畑利明氏は、社外取締役候補者であります。
４．森川弘文氏および西畑利明氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって森川弘文氏は3年、西畑利明氏は2年となります。
５．森川弘文氏および西畑利明氏と当社との間では、会社法第427条第１項および当社定款に基づき、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に規定する額としております。また、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
６．森川弘文氏および西畑利明氏と当社との間の人的関係、取引関係、資本関係などにおける利害関係はないことから、一般株主の利益に相反するおそれがなく、当社が定める独立性基準を充足しております。当社は、森川弘文氏および西畑利明氏を独立役員として指定し株式会社東京証券取引所に届け出ております。なお、各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第２号議案　監査役３名選任の件

監査役全員（３名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	ふじい　もとひこ 藤井素彦 （昭和17年1月30日）	昭和39年４月　三菱信託銀行㈱（現三菱UFJ信託銀行㈱）入社 平成５年２月　同社資本市場部長 平成５年９月　三菱信証券㈱取締役引受部門担当 平成８年７月　ジプロ㈱入社　総務部長 平成９年６月　同社取締役総務部長 平成11年７月　同社取締役ENGカンパニー担当 平成13年６月　同社常勤監査役 平成20年７月　同社顧問 平成21年９月　エムズコーポレーション㈱入社 平成22年６月　当社社外監査役（現任）	－　株

≪社外監査役候補者とした理由≫

藤井素彦氏は、会社経営全般についての豊富な知識と上場会社の監査役の経験を有しているとともに、今まで当社監査役としてその役割を十分果たされており、その知識と経験を活かして適切な監査を担っていただけると判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	やべ　ゆたか 矢部　豊 (昭和18年6月25日)	昭和40年10月　公認会計士保森事務所入所 昭和47年12月　公認会計士矢部事務所代表（現任） 昭和57年２月　監査法人保森会計事務所代表社員 平成９年３月　湧永製薬㈱社外監査役（現任） 平成15年７月　監査法人保森会計事務所包括代表社員 平成22年６月　当社社外監査役（現任）	－　株

≪社外監査役候補者とした理由≫

矢部豊氏は、社外役員となること以外の方法で企業の経営に関与された経験はありませんが、公認会計士および税理士の資格を有し、企業会計および税務に精通していることから、専門領域の視点を活かした監査を担っていただけるとともに、今まで当社監査役としてその役割を十分果たされていることから、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	※ ふじい　やすひろ 藤井　康弘 (昭和53年7月27日)	平成14年４月　最高裁判所司法研修所入所 平成15年９月　最高裁判所司法研修所修了 平成15年10月　AZX総合法律事務所入所 平成21年１月　弁護士法人渋谷ｼﾋﾞｯｸ法律事務所入所 平成23年１月　藤井法律事務所開設(現任)	－　株

≪社外監査役候補者とした理由≫

藤井康弘氏は、過去に会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として豊富な経験と高い見識から、専門領域の視点を活かした監査を担っていただけるものと判断し、新たに社外監査役として選任をお願いするものであります。

（注）１．※印は、新任の監査役候補者であります。
２．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
３．監査役候補者藤井素彦氏、矢部豊氏および藤井康弘氏は社外監査役候補者であります。

4．藤井素彦氏および矢部豊氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって藤井素彦氏は８年、矢部豊氏は８年となります。
5．藤井素彦氏および矢部豊氏と当社との間では、会社法第427条第１項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する額としております。また、各氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6．藤井康弘氏の選任が承認された場合には、会社法第427条第１項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する額といたします。
7．藤井素彦氏と当社との間の人的関係、取引関係、資本関係などにおける利害関係はないことから、一般株主の利益に相反するおそれがなく、当社が定める独立性基準を充足しております。当社は、藤井素彦氏を独立役員として指定し株式会社東京証券取引所に届け出ております。なお、藤井素彦氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。加えて、矢部豊氏、藤井康弘氏につきましても、選任が承認された場合には、当社との間の人的関係、取引関係、資本関係などにおける利害関係はないことから、一般株主の利益に相反するおそれがなく、当社が定める独立性基準を充足しておりますので、独立役員として指定し株式会社東京証券取引所に届け出る予定であります。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

平成27年６月25日開催の第12回定時株主総会において補欠監査役に選任された菊池秀氏より、第15回定時株主総会開始の時をもって補欠監査役を辞退したいとの申出がありましたので、監査役会の同意を得て、本定時株主総会開始の時をもって同氏の補欠監査役選任の取消しを行う旨、取締役会において決議いたしました。

つきましては、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、新たに補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案における選任の効力は、監査役就任前に限り監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができることとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴 （重要な兼職の状況）		所有する当社の株式の数
やぎ　たつや 八木　達也 （昭和26年11月23日）	昭和49年４月	三菱信託銀行㈱（現三菱UFJ信託銀行㈱）入社	－　株
	平成４年６月	三菱トラスト・インターナショナル㈱副社長	
	平成15年10月	エム・ユー・トラスト総合管理㈱入社	
	平成18年４月	同社総務部長	
	平成24年10月	ビジネス英会話教室講師	
	平成25年４月	青山学院大学経営学部講師（現任）	
	平成26年４月	城西大学経済学部講師	

≪補欠社外監査役候補者とした理由≫

八木達也氏は、上場会社での豊富な実務経験と高い見識から、その知識と経験を活かして監査を担っていただけるものと判断し、新たに補欠社外監査役として選任をお願いするものであります。

（注）１．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
　　２．八木達也氏は補欠の社外監査役候補者であります。

3．補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、就任した時から退任した監査役の任期の満了の時までであります。但し、補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時を超えることができないこととなっております。

4．八木達也氏が監査役に就任した場合には、会社法第427条第１項および当社定款の規定に基づき、会社法第423条第１項に定める損害賠償責任について、責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく賠償責任限度額は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に規定する額といたします。

以上

メ　　モ

メ　　モ

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区白金台一丁目１番１号
八芳園　本館３階　チャット
電話　03－3443－3111（代表）

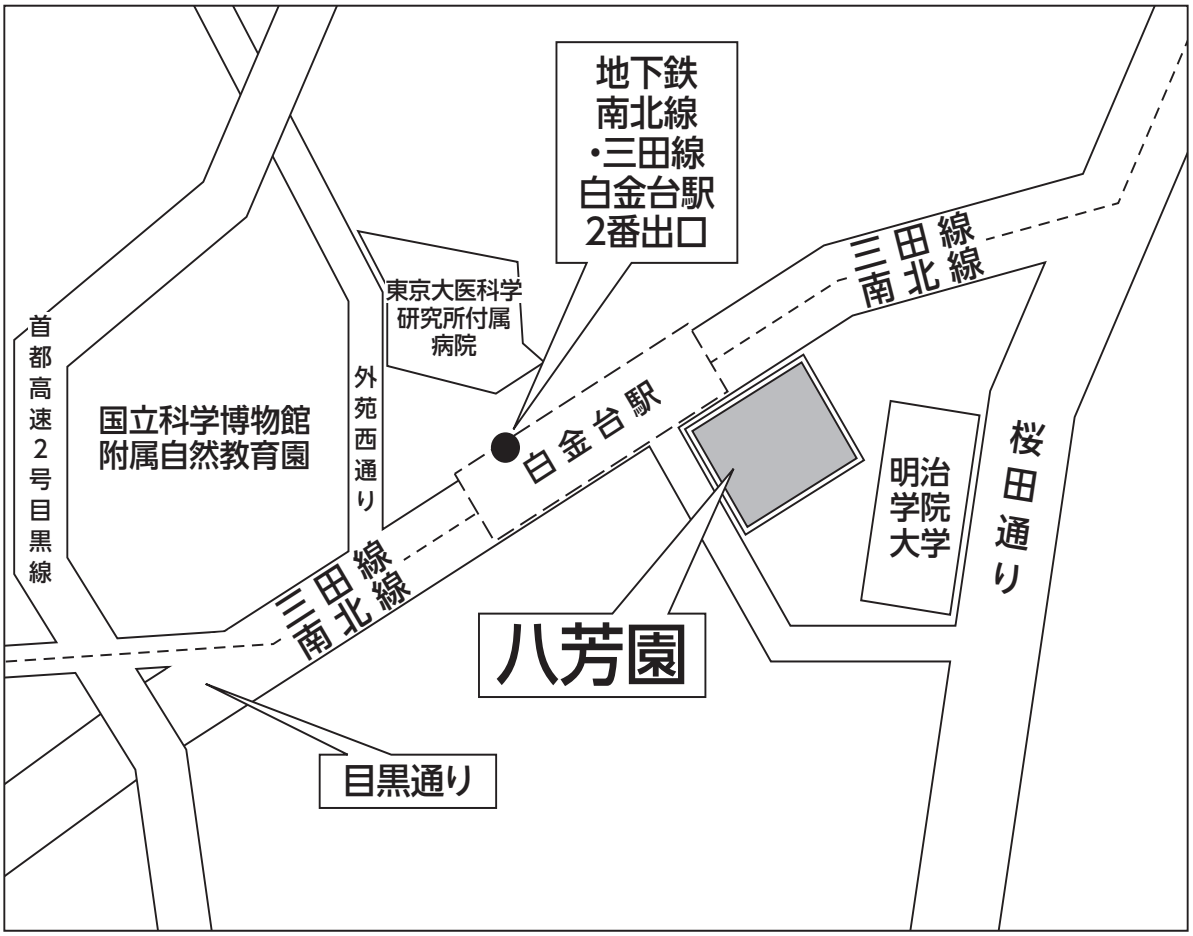

交通：地下鉄
＜南北線・三田線＞白金台駅下車50m（2番出口より徒歩３分）

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。